

平成29年6月和水町議会定例会会議録

平成29年6月9日和水町議会第2回定例会を議場に招集された。

1. 平成29年6月9日午前10時00分招集
2. 平成29年6月9日午前10時00分開会
3. 平成29年6月9日午前11時15分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1番 生山敬之	2番 森潤一郎	3番 蒲池恭一
4番 豊後力	5番 荒木政士	6番 松村慶次
7番 小山暁	8番 庄山忠文	9番 荒木拓馬
10番 池田龍之介	11番 杉村幸敏	12番 笹淵賢吾
13番 高巢泰廣	14番 杉本和彰	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	北原望	書記	前田聡子
------	-----	----	------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	福原秀治	教育長	小出正泰
総務課長	上原真二	総合支所長兼住民課長	高木洋一郎
会計管理者	池本文雄	まちづくり推進課長	高木浩昭
税務住民課長	石原康司	健康福祉課長	高岡悦雄
商工観光課長	前淵康彦	建設課長	中嶋光浩
農林振興課長	富下健次	学校教育課長	樋口哲男
社会教育課長	荒木和富	農業委員会事務局長	石原忠邦
町立病院事務部長	池田宝生	特別養護老人ホーム施設長	樋口幸広

-
12. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告

- 日程第4 行政報告
- 日程第5 承認第1号 専決処分の承認について
(和水町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 承認第2号 専決処分の承認について
(和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第7 承認第3号 専決処分の承認について
(和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第8 承認第4号 専決処分の承認について
(平成28年度和水町一般会計補正予算(第9号))
- 日程第9 承認第5号 専決処分の承認について
(平成29年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第1号))
- 日程第10 議案第24号 菊水カヌー館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第25号 平成29年度和水町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第26号 平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第27号 平成29年度和水町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第28号 平成29年度和水町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第15 陳情等の常任委員会付託について

開会・開議 午前10時00分

- 議長(杉本和彰君) おはようございます。御着席ください。
ただいまから平成29年第2回和水町議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
報道関係の皆様より、写真の撮影の申し出がありましたので、許可しています。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(杉本和彰君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1番、生山敬之君、2番、森潤一郎君を指名します。

日程第2 会期の決定

- 議長(杉本和彰君) 日程第2、会期決定の件を議題にします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から6月16日までの8日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(杉本和彰君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月16日までの8日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長(杉本和彰君) 日程第3、諸般の報告を行います。

平成29年第2回和水町議会定例会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私極めて御多忙のところ、出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提出された諸議案は、承認5件、条例1件、補正予算4件、人事1件、報告3件で、計14件であります。この諸議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正・妥当な議決に達せられますよう、切望してやまない次第であります。

各位には十分御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下、教育委員会の説明者の出席を要請しております。

3月定例会以降の主な行事及び地方自治法の規定に基づく報告を受けた本町の一般会計及び特別会計の出納検査等の状況は、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わり、開会の挨拶といたします。

日程第4 行政報告

○議長(杉本和彰君) 日程第4、行政報告を行います。

町長 福原秀治君

○町長(福原秀治君) 皆さん、改めまして、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、平成29年度和水町議会6月定例会の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げ、行政報告を申し上げます。

本日は、議員各位におかれましては、御多用な中、諸事お繰り合わせの上、本定例会への御出席を賜り、誠にありがとうございます。

昨年4月、熊本地震、それから6月、7月の豪雨と大きな災害から、それぞれ1年2カ月、それからやがて1年という時間が経過をいたしました。今なお、復旧・復興がなかなか進まないというところがございますけれども、改めてお亡くなりになりました皆さんに対しまして、哀悼の意を表しますとともに、まだなお困窮しておられる被災者の皆様方の一刻も早いやすらぎの生活が再開されますように、取り戻せますように、お祈りを申し上げますところでございます。

さて、時間の経過というものは、本当に早く、平成29年度に入り、やがて上四半期が過ぎようとしております。その間、国際的に申し上げれば、選挙前ほどの過激性は抑制されつつも、トランプ米大統領の自国主義を前面にした主義主張は、なかなか国際間の協調に相入れず、混沌とした機運をかもしている状況にあり、西洋諸国の政情の不安定にも影響を与えている様相を呈

しております。

また、北朝鮮の度重なる軍事的挑発もとどまるところを知らず、近接する日本にとっては、国防上の重大な懸念事項であり、相次ぐテロ行為とともに、国際社会共通の脅威でもあります。

一方、国内にありましては、小学校建設への国有地払い下げ、獣医学部新設の特区認定等々をめぐるそんたく、しんしゃくの論議、テロ等準備罪、東京オリンピック費用分担問題、築地市場の移転問題など、底の見えない議論が繰り広げられ、なかなか先に進みにくい状態が続いております。あれほどに懸念したTPPの論議は、どこいったんだという気さえいたしますが、ややもすると自己都合、自己利益の主張がぶつかり合う光景は理にあらざと思われている方も多いのではないかと想定をいたすところでございます。

本町におきましては、県内大半がそうでありますように、平成28年度の地震、豪雨の災害からの復旧・復興の目途を定める期間となり、大筋では復旧は進みながらも、なお、その途上にあるというところであります。

3月下旬から6月にかけては、年度末及び期初ということもあり、行政関連行事が非常に多い期間となりました。時間の関係もありますので、主たる事案に絞り、月別に簡潔に御報告申し上げたいと思います。まず3月下旬には、町内の4保育園の卒園式、小・中学校の卒業式がとり行われました。事業関係では、熊本県庁において、県、山鹿市、本町、それに事業者の4者の間で、岩地区のメガソーラーが立地協定調印式を行いました。全事業が完成稼働すれば、県内トップ規模の太陽光発電施設となる見込みでありまして、御尽力いただきました地元及び山鹿市とともに、事業の進捗を注視していくことが求められるかと思えます。

なお、大江田地区、高野地区、岩尻地区等におきましても、既にメガソーラー発電が稼働しているところでございます。

また、城北製絲株式会社様をはじめ、関係者立会いのもと、城北製絲記念碑の除幕式をとり行いました。同社からの用地寄贈、町民有志の皆様の寄附もいただき、記念碑建立に至りました。かつては、城北地区の産業を牽引してきた城北製絲工場を今後も長く顕彰してまいりたいと思えます。

玉名管内におきましては、玉東町に立地する東部環境センターの改修工事、落成式が挙行され、また、玉東町におかれましては、町制施行50周年を迎えられております。4月に入り早々に町内保育園の入園式が行われ、引き続き11日には、町内小・中学校の入学式が挙行されました。本年度の入学者数は、小学校74名、中学校73名の新生を迎えたところでありますけれども、全国的とは申せ、少子化対策の妙手もなかなかに見いだせぬ状況下で、本町におきましても、児童生徒数は横ばい、減少傾向が続いております。特に、菊水地区では、1校を除いては複式学級の導入が余儀なくされており、非常に責任を感じているところでございます。菊水地区の小学校統合を円滑に進めなくてはならないのは当然でありますけれども、それとて、本来は学校規模を維持するための回避策にすぎない面もございまして。それでも、本町で健やかに育ってくれている子どもたちの生育環境の充実や、雇用、住宅を含めた子育て世代に対する複合的な施策の組成実施に向け、もっともっと思考も、力も尽くしていかなければならないと痛感をいたしておるところでござ

ざいます。

そんな中で、本年度から町が主催する学童保育を開始いたしました。従来20名前後の定員不足により学童保育を受けられなかった小学生と家庭の皆さんには、喜んでいただいているという報告を受けております。現在35名程度の利用状況のようではありますが、今後、試行錯誤も経ながら改善も進めてまいりたいと思っております。

また、旧春富小学校に和水平ターテイメントアカデミーが一部開校いたしました。新聞、テレビなどの報道もいただきましたが、現在は土・日のみのスクールで、約10名の生徒さんが通っており、地元の皆さんも温かく受け入れていただいていると認識をいたしております。来年4月の本格開校となりますが、新しい可能性を秘め、子どもたちの個性や才能を生かす場として、地域交流を含めて計画どおりに進展することを期待するものでございます。

また、2日には和水平消防団辞令交付式が行われ、本年度は団長以下7分団514名の構成で、本町住民の安心・安全に御尽力いただくこととなりました。この場をお借りして改めての感謝を申し上げたいと思います。熊本地震の前震から1年、14日には安倍内閣総理大臣の参列を得て、熊本地震犠牲者追悼式が開催されました。震央地の大災害地は言うに及ばず、本町におきましても、まだ着工に至っていない災害現場もあります。極力速やかな復旧・復興に取り組んでまいりたいと思います。

5月に移りまして、7日に玉名郡民体育祭の総合開会式と同時に陸上競技大会を開催いたしました。陸上においては、本町選手団は男子優勝、女子準優勝、総合優勝に輝き、県民体育祭の代表選手も多数選出されました。なお、本年度より2年間、和水平が郡体育協会の事務局となります。お世話になりますが、どうかよろしくお願いを申し上げます。

また、町内小・中学校の運動会も、今年は絶好の天候に恵まれ、つつがなく終了いたしました。学校関係、保護者、PTA関係、地域の皆様が盛り上げ支えていただき、また、議員各位におかれましては激励の御来場をいただき、誠にありがとうございました。5月は、6月からの梅雨入りを控えていることや、昨年の震災、豪雨災害の体験を通し、菊池川流域を中心に防災対策会議が数多くもたれ、菊池川水防演習、玉名水防区水防災意識社会再構築協議会、県北地域災害に強い地域づくり協議会、菊池川合同巡視等が続けて開催されました。従来の増水対策、水防対策を一段強化した対策と体制が求められ、特に早めの避難を促すことが肝要と考えます。

また、国交省の主催する水害に対する危機管理能力向上トップフォーラムの研修に参加をさせていただきました。防災につきましては、6月にも和水平防災会議を開き、气象台、菊池川河川事務所、自衛隊などとの事前情報の共有をいたしたところであります。

トピックスとしましては、町内企業の協力により、町のPRラッピングを施しましたトラックの走行を開始いたしました。現在のところ、まだ1台のみではございますけれども、反響が期待されるところであります。また、5月24日から7日間、小学校区別の行政報告会を開催させていただきました。時節柄、あるいは時間の設定等々の問題もあったかと思っておりますけれども、参加人数も予想していた人数を少し下回る結果となりました。今後は、報告会、あるいは懇話会におきましてもですね、十分に参考にしながら、また、町民の皆様にご参加いただくように関

心の高まりをつくり上げていかななくてはならないというふうを感じたところでございました。

最後になりましたが、大きな期待と課題が二つございます。まず4月3日、NHKが2019年大河ドラマの主人公に金栗四三氏を選んだと発表いたしました。まさに、予期しない大きなチャンスをもたらしたという思いでございます。NHKという大メディアが和水町の情報発信の媒体となることで、交流人口、観光客の増加につながり、経済効果と活性化を実のあるものにしなければなりません。4月27日には、早速ビデオの上映会とオリンピックフラッグの展示セレモニーを開催いたしました。今後は、情報発信、御生家の活用、誘客活動、長続きする誘客の仕組み、陸上・スポーツ関係先の連携、協力依頼と、やるべき課題が山積いたしますが、しっかりと取り組んでまいりたいと決意をいたしております。

次に、4月28日に公表されましたが、菊池川流域の二千年の米づくりが日本遺産の登録認定を受けました。菊池、山鹿市、玉名市とともに組成する日本遺産協議会をベースとして、これまた、観光振興に直結するもので、文化遺産の磨き上げ、食と農の振興、活性化に取り組んでまいることになります。これから協議会を中心に活動を組み立て、各市、町の商工会、観光協会、JA等にも参加協力をいただき、流域の活性化を図っていくこととなりますが、本町にとっては、大河ドラマと重ねての活動も可能であると思われ、相乗効果をもたらすべく取り組んでまいりたいと思っております。

本年度から30年度にかけては、菊水地区の小学校統合、エアコン等の設置等の教育関連事業、特別養護老人ホーム、お出かけ交通等の福祉関連事業、災害復旧等のインフラ整備、商工農林業の振興と、やるべき課題事業が山積みしておりますけれども、大河ドラマ、日本遺産をテコに地域活性化と経済波及を期してまいりたいと思います。

議会及び議員各位、そして町民の皆様のみすますのお力添えをお願い申し上げます。

本定例会には、専決処分に対する承認案5件、条例議案1件、補正予算議案4件、同意事項1件、報告議案3件、計14件の議案を上程をいたしております。

4月から新しい執行部となりまして、今回御迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、どうか御指導を賜りまして、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

6月定例会のごあいさつ並びに、これをもちまして、行政報告とさせていただきます。以上、御静聴ありがとうございました。

○議長（杉本和彰君） これで、行政報告は終わりました。

日程第5 承認第1号 専決処分の承認について

（和水町税条例の一部を改正する条例）

○議長（杉本和彰君） 日程第5、承認第1号「専決処分の承認について（和水町税条例の一部を改正する条例）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 石原康司君

○税務住民課長（石原康司君） おはようございます。

承認第1号、専決処分の承認について御説明をいたします。和水町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する必要がありましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の概要でございますが、平成29年度の地方税制改正に関連して、地方税法等の一部を改正する法律が、平成29年3月31日に公布され、原則として、平成29年4月1日から施行されることに伴い、和水町税条例の一部を改正する条例についても、同日から施行する必要が生じました。そのため、地方自治法の規定によりまして、3月31日に専決処分させていただきました。

平成29年度の地方税制改正では、消費税10%の引き上げが、平成31年10月に延長されたことに伴い、現状の経済情勢等を踏まえ、我が国の経済成長力の底上げなどの観点から個人町民税や環境への負荷の少ない軽自動車税の特例措置の見直し等が改正されております。

主な内容につきましては、お配りしております新旧対照表で御説明を申し上げます。

新旧対照表の12ページ、下の方に「29分の12」と書いてありますので、そちらのほうをごらんください。

第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例、この部分は、個人が営む肉用牛の売却による農業所得の適用期限を「平成30年度」とあるものを「平成33年度」まで3年間延長するものでございます。国産肉用牛の安定供給を図る、これを目的に一定の要件を満たしている肉用牛を売却した場合に適用する売却に係る個人の事業所得の免除に関する制度でございます。

続きまして、16ページをごらんいただきたいと思います。

第16条、軽自動車税の税率の特例の部分でございます。この部分は、次のページ17ページ、18ページに新たに3項目が追加されております。その内容は、平成28年度末、3月31日で期限が切れました軽自動車税のグリーン化特例について、重点化を行った上で、2年間延長するものでございます。グリーン化特例は、三輪及び四輪の軽自動車で、一定基準、国土交通省の燃費基準、これを満たすものについて、取得した日の属する年度の翌年分の税率を軽減する特別措置で、この制度の改正で、平成30年度まで取得者車両のほうを対象となるというものでございます。今回の税制の改正は、消費税10%への引き上げが、平成31年10月に延長されたことに伴う改正が中心となりまして、それぞれの措置が期間延長されたもので、平成29年4月1日の施行となっております。

以上で、承認第1号、専決処分の承認についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第6 承認第2号 専決処分の承認について

(和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

○議長(杉本和彰君) 日程第6、承認第2号「専決処分の承認について(和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 石原康司君

○**税務住民課長（石原康司君）** 承認第2号、専決処分の承認について御説明申し上げます。

和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する必要がありましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の概要でございますが、国は消費者物価が上昇すると見込まれていることを踏まえ、物価上昇の影響で軽減を受けている世帯の割合が縮小しないよう、2割軽減と5割軽減の軽減判定所得の基準を引き上げる地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されることに伴い、和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についても、同日から施行する必要が生じました。

そのため、地方自治法の規定によりまして、3月31日に専決処分させていただきました。改正の概要は、次の1ページをごらんいただきたいと思います。

平成29年度の改正につきましては、所得の高い世帯の方に負担の増加を求める課税限度額の引き上げではなく、経済動向等を踏まえまして、中・低所得層に配慮して保険税の負担を軽減する措置の改正でございます。

国保税を算定する上で、世帯の所得が一定額以下の場合には、7割、5割、2割の割合で軽減措置が設けられております。今回の改正では、そのうち、5割、2割の判定基準を引き上げるもので、5割軽減で「26万5,000円」から「27万円」に、2割軽減では「48万円」から「49万円」にそれぞれ引き上げるによりまして、軽減対象となる範囲の拡充を図るものでございます。

今回の改正を平成28年度、この部分に当てはめてみますと、5割軽減の世帯が2世帯、2割軽減の世帯が2世帯、それぞれ増加しまして、保険税の全体としましては9万2,380円が減税となる試算でございます。この減税となった部分については、調整交付金等で町のほうには補填されます。

以上で、専決処分の承認についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第7 承認第3号 専決処分の承認について

（和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）

○**議長（杉本和彰君）** 日程第7、承認第3号「専決処分の承認について（和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 樋口幸広君

○**特養施設長（樋口幸広君）** おはようございます。

ただいま議題となりました承認第3号、専決処分の承認について説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする必要がありましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開きください。

和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の改め文でございます。改正の経緯は、介護保険法の一部改正により、介護予防日常生活支援総合事業が、平成27年4月から施行されましたが、総合事業の開始には、平成29年4月までの猶予期間が設けられておりました。平成29年3月21日、告示第12号で、和水町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱が公布され、4月1日から施行されており、これに沿って本条例の一部を改正するものでございます。

下段を見ていただきますと、平成29年4月1日が施行期日でございます。

改正内容については、次のページの新旧対照表にて御説明いたします。

1 ページをごらんください。

第3条の利用者の資格及び使用許可ですが、和水町介護予防・日常生活支援総合事業で、「対象者と認定された者」を追加し、「第3条第1項第2号」を削除しております。

第6条の利用料についてですが、2 ページをごらんください。

平成27年8月1日から利用者負担割合が所得に応じて、2割となる介護保険法の改正が施行されており、1割または2割に改めるものです。

第6条第1項、第2号で和水町介護予防・日常生活支援総合事業の方の利用料について定めております。

以上で、承認第3号、専決処分の承認についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第8 承認第4号 専決処分の承認について

(平成28年度和水町一般会計補正予算(第9号))

○議長(杉本和彰君) 日程第8、承認第4号「専決処分の承認について(平成28年度和水町一般会計補正予算(第9号))」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○議長(杉本和彰君)

総務課長 上原真二君

○総務課長(上原真二君) 承認第4号、専決処分の承認について、平成28年度和水町一般会計補正予算(第9号)の専決処分について提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。予算書、表紙の裏面をごらんいただきたいと思います。

平成28年度和水町一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,598万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億9,547万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

平成29年3月31日専決、和水町長福原秀治でございます。

それでは、第1表、歳入歳出予算補正について、主なものを説明いたします。

1ページをごらんください。まず歳入を説明いたします。

2款の地方譲与税から2ページの11款の交通安全対策特別交付金、ここまですつきましては、交付額が確定したことによる補正でございます。

2ページ、15款県支出金を505万5,000円減額します。これは民生費県補助金の中の多子世帯子育て支援事業補助金と放課後児童健全育成事業補助金に係るものでございます。

19款繰越金は、前年度繰越金を財源調整のために3億1,865万3,000円を減額するものでございます。

以上、歳入補正の概要説明を終わります。

続きまして、歳出につきましては、12ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書にて、主なものを説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費の19節負担金、補助及び交付金、137万円を減額いたします。減額の主なものは、定住促進事業の一つであります新婚さん定住奨励補助金を減額いたします。その下、8目電子計算費、13節委託料のネットワーク再構築委託料、セキュリティの強靱化対策事業で、ネット回線を専用回線とした事業の実績に伴う残金といたしまして、260万円を減額するものでございます。

13ページをごらんいただきたいと思えます。

8款土木費、1項土木費、1目土木総務費から以下土木費、また14ページの土木費までを減額いたしております。補正額おのおのは、入札残や用地交渉の実績等々に伴う減額でございます。

その下、12款公債費、1目公債費、それと元金と2目の利子の減額につきましても実績に伴い補正するものでございます。

6ページをごらんいただきたいと思えます。

第2表、繰越明許費補正でございます。追加事案といたしまして、2款総務費、1項総務管理費、庁用車購入事業でございます。発注段階におきまして、在庫がなく受注生産車両となったことから、年度内の納車ができなくなったために、繰越明許費の補正をしたものでございます。

以上、専決第4号、平成28年度和水町一般会計補正予算（第9号）の説明を終わります。

審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

日程第9 承認第5号 専決処分の承認について

（平成29年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号））

○議長（杉本和彰君） 日程第9、承認第5号「専決処分の承認について（平成29年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○税務住民課長（石原康司君） 承認第5号、専決処分の承認について御説明いたします。

平成29年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する必要がございましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の概要でございますが、専決処分書のとおり、平成29年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）を地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年5月31日に専決処分したものでございます。

今回行いました専決処分は、平成28年度和水町国民健康保険事業会計におきまして、405万1,770円の財源不足を来たすことから、繰上充用で対応しようとするものでございます。

それでは、次の補正予算書をごらんいただきたいと思います。

平成29年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ405万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億4,479万4,000円とする。

平成29年5月31日専決、和水町長福原秀治でございます。

最初にですね、歳出のほうから御説明したいと思いますので、予算書の最後のページを見ていただきたいと思います。款13繰上充用金、項1の繰上充用金、1目の前年度繰上充用金、補正前の額がゼロ、補正額が405万2,000円でございます。この額を前年度、平成28年度の和水町国民健康保険事業会計に繰上充用することで、平成28年度国保会計の赤字を埋め合わせることとなります。

次に、歳入のほうの御説明をいたします。前の7ページのほうをごらんいただきたいと思います。

11款諸収入、4項雑入、6目歳入欠かん補填収入、補正前の額がゼロ、補正後の額が405万2,000円でございます。

歳入欠かん補填収入につきましては、歳入欠かんによる予算編成のほうはできませんので、予算上の措置として計上しているものでございます。国保の赤字の原因としましては、歳入に関しましては、平成28年度に国保税率の引き上げを行いました。被保険者数の減少、また予定していた増収等に届かなかったこと。また、国からの療養給付費等の負担金や財政交付金の交付額のほうも予定した額に届かなかったことが原因と考えられます。

歳出に関しましては、被保険者数は減少して保険給付費のほうも減少はしておりますが、一人当たりの医療費のほうが増加しております。こちらのほうも予定していたほど歳出のほうの減額がなかったことが考えられております。

今年度も国保会計のほうは、厳しい状況と予想されますが、本年度国保の都道府県化も控えておりますので、国保運営協議会を中心に、早急に研究・検討をしていきまして、対応したいと思っております。

以上で、承認第5号、専決処分の承認についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜り

ますようよろしくお願いいたします。

日程第10 議案第24号 菊水カヌー館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第10、議案第24号「菊水カヌー館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 前淵康彦君

○商工観光課長（前淵康彦君） 議案第24号、菊水カヌー館の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

菊水カヌー館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年6月9日提出、和水町長福原秀治。

提案理由について御説明申し上げます。

菊水カヌー館及び隣接する江田川水辺公園一帯をアウトドア交流の拠点として位置づけ、滞在型観光レクリエーション活動の場として利用者の利便性の向上を図るため、条例を改正する必要があります。これが、この条例案を提出する理由でございます。

次のページをお願いいたします。

菊水カヌー館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例ということで、恐れ入りますが、新旧対照表のほうにて御説明を申し上げたいと思います。次のページに新旧対照表をお付けしております。

題名を次のように改める「和水江田川カヌー・キャンプ場の設置及び管理に関する条例」。

第1条中、「菊水カヌー館」を「和水江田川カヌー・キャンプ場」に改める。

第2条中、「都市と農村の交流を促進し」の前に「滞在型観光レクリエーション活動の場を確保することにより」を加え、「菊水カヌー館」を「和水江田川カヌー・キャンプ場」に、「カヌー館」を「キャンプ場」に改める。

第3条中、「カヌー館」を「キャンプ場」に改め、同条の表中「菊水カヌー館」を「和水江田川カヌー・キャンプ場」に改める。

第4条中、「カヌー館」を「キャンプ場」に改め、同条第1号中、「交流等」を「交流」に改め、新旧対照表の2ページをお願いします。

同条第3号中、「その他」を「前3号に掲げるほか、設置の目的を達成するために」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

（3）カヌー、キャンプ、バーベキュー及び飲食店の管理運営に関する事業。

第5条、第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び第13条中、「カヌー館」を「キャンプ場」に改める。

新旧対照表の3ページをお願いします。

第14条第2号中、「カヌー館」を「キャンプ場の施設及び付属設備」に改め、同条第3号中、

「カヌー館」を「キャンプ場」に改め、「設備」の前に「付属」を加え、4ページでございます。同条第4号中、「3」を「4」に、「カヌー館」を「キャンプ場」に改め、同条第5号とし、同条第3号の次に、次の1号を加える。

(4) キャンプ場を利用する者の利便性を向上させるために必要な業務。

第15条第1項及び第16条中「カヌー館」を「キャンプ場」に改める。

5ページと6ページをお願いいたします。別表につきましては、新旧対照表のとおり改正を予定しております。

次ページをお願いいたします。備考欄で「車両によるカヌーの運搬サービスを利用する場合には、1艇当たり540円を加算」というものを追加しております。

また、別表、テント(1日当たり)、車輛及びバーベキュー(1日当たり)の表を削り、次の1表を加えます。

キャンプ(1日当たり)、テント及びターフ持参1張り650円、車両場内駐車1台当たり650円、バーベキューたき火台貸し出し1台当たり810円、バーベキューたき火台持ち込み1台当たり650円、キャンプ場利用1人当たり110円。

別表、カヌー艇庫研修室の表中、「午後3時から翌朝午前10時まで」の次に「連泊の場合は、この限りでない」を加え、「無料」を「無料1組11人以上、または2泊以上の利用の場合は3割引」に改めます。

附則、施行期日、この条例は平成30年4月1日から施行する。

経過措置、2、この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の菊水カヌー館の設置及び管理に関する条例の規定になされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の菊水カヌー館の設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

以上で、議案第24号の菊水カヌー館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第11 議案第25号 平成29年度和水町一般会計補正予算(第1号)

○議長(杉本和彰君) 日程第11、議案第25号「平成29年度和水町一般会計補正予算(第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原真二君

○総務課長(上原真二君) 議案第25号、平成29年度和水町一般会計補正予算(第1号)の説明を申し上げます。

表紙の裏面をごらんいただきたいと思います。

平成29年度和水町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,046万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億6,310万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成29年6月9日提出、和水町長福原秀治でございます。

それでは、第1表、歳入歳出予算補正について説明を申し上げます。まず、歳入から説明いたします。2ページをごらんいただきたいと思います。

12款の分担金及び負担金256万1,000円を追加いたします。農業農村整備事業による受益者負担分でございます。

14款国庫支出金に802万6,000円を追加いたします。追加の主な理由は、乗り合いタクシー事業に係るものでございます。

15款県支出金に4,377万4,000円を追加いたします。これは、攻めの園芸生産対策事業、それと産地パワーアップ事業、それと農業農村整備事業に係る分でございます。この事業内容につきましては、後ほど歳出予算のところで御説明を申し上げます。

19款繰越金に5,260万5,000円を追加いたします。財源調整によるものでございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。

20款諸収入に1,150万円を追加いたします。主な理由は、和水町実践型地域雇用創造事業の運営に係る一次資金貸付金の元金の収入でございます。つなぎ資金として貸し付け、後で返還してもらうものでございます。貸し付けにつきましては、歳出のところでも出てまいります。

21款町債を800万円減額いたします。減額の理由につきましては、後ほど「第2表 地方債の補正」で説明をいたします。

以上、歳入補正の概要説明を終わります。

歳出に移ります。歳出につきましては、7ページ以降の歳入歳出補正予算事項別説明書にて説明を申し上げます。

それでは、まず11ページをごらんいただきたいと思います。

歳出予算補正の説明の中の人件費につきましては、当初予算作成時に退職者を除き、新規採用職員及び再任用職員につきまして、勤務部署がまだ不明であるため、総務費にまとめて予算措置をいたしております。今回の補正で人事異動に係る関係課の予算費目に組みなおしてございます。それとまた、新たに発生しました各手当等々、その調整のため補正予算ですので、一応説明のほうは省かせていただきたいと思います。

それでは、その他の主なものにつきまして説明を申し上げます。

まず2款総務費、1項総務管理費の5目財産管理費、13節委託料に59万9,000円を追加いたします。これは旧春富小学校プール除却に係る測量設計委託料の追加補正でございます。人件費等の単価等の高騰によるものでございます。その下、旧神尾小学校体育館の防水改修工事、設計監理に係る委託料でございます。

12ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、10目地域づくり推進費にコミュニティー事業補助金として250

万円を追加いたします。これは久米野自治区へのコミュニティー活動強化のための補助金でございます。

13ページをお開きください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、3 目障害者福祉費、特別養護老人ホームへの繰出金として2,225万9,000円を追加いたします。

14ページをお開きください。

6 款農林水産業費、1 項農業費、5 目果樹園芸振興費、歳入のところで御説明しますと申し上げた分でございます。果樹園芸振興費を、2,767万4,000円追加いたします。これは攻めの園芸生産対策事業、これは果樹関係の機械等の購入事業でございます。それと産地パワーアップ事業補助金、これはビニールハウスの補助を計上いたしております。

その下、9 目土地改良事業に2,561万9,000円を追加いたします。これは農業農村整備事業として、竈門区のポンプ更新事業、それと江田の堰改修事業、板楠のため池改修事業に係る分でございます。

15ページをごらんいただきたいと思います。

7 款商工費、1 項商工費、2 目商工業振興費、貸付金として1,000万円を追加いたします。これも歳入で申し上げました。和水町雇用創造協議会の運営のためのつなぎ資金として貸し付けるものでございます。

その下、3 目観光費に276万5,000円を追加いたします。このうちの旅費と需用費については、金栗四三のNHK大河ドラマの決定を受け、PRのための経費と各種団体、関係団体との協議のための旅費等を計上いたしております。工事請負費につきましては、肥後民家村の旧中原家の瓦の改修に充てるものでございます。

17ページをごらんいただきたいと思います。

消防費、1 項消防費、3 目消防施設費に110万2,000円を追加いたします。これは下久井原区と日平区のポンプ格納庫改修に係る補助金でございます。地元負担が2分の1あることから、地元の話し合いが必要となり、このたび、協議が調ったために今回の補正予算での対応となったものでございます。

10 款教育費、4 項社会教育費、公民館費に300万2,000円を追加いたします。三加和公民館和室の空調工事に係る分でございます。その下、文化財保護費に30万円を追加します。これは菊池川流域日本遺産協議会負担金とするもので、3 市 1 町で30万円ずつ持ち寄り、当面の事業資金とするものでございます。

18ページをごらんいただきたいと思います。

10 款教育費、5 項保健体育費、1 目保健体育総務費に284万1,000円を追加いたします。その中の8 節報償費から15 節までの各予算は、金栗四三に関するPR及び訪問者の対応、並びに生家の保存活用について支出するものでございます。その分の補正でございます。

その下、2 目体育施設費に200万円を追加いたします。和水町総合グラウンドの災害時の緊急時に対応するためのものでございます。

19ページをごらんいただきたいと思います。

12款公債費の元金、1,932万5,000円を追加いたします。また、利子を392万9,000円減額をいたします。この補正の理由といたしましては、1点目といたしましては、臨時財政対策債の償還期間の変更によるものでございます。また、変更によりまして、利率の変更もあってございます。当初につきましては、償還期間24年、うち据え置き3年と、その場合の利率が0.3%でございました。この場合の利子、トータルの総額が約720万8,000円という計算になります。

国のほうは、マイナス金利政策が始まりましてから、財務省から償還の利率一覧を示すようになっております。償還の返還回数とあわせて、それに伴って利率を変更した一覧表でございます。その通知を受けまして、より有利な借り方にしようということで、6月今回の補正です、償還期間10年の据え置き無しでやりますと、利率が0.01%に変更になります。そうしますと、10年まとめますと、利子合計が9万3,211円になります。

当初予算と今回の補正比較しますと、利子の差額が約718万6,789円が浮くと、得するというような試算になりましたものですから、そのように変更をいたしました。変更いたしましたことで、償還回数が短くなりましたので、元金の1回の回数が増えておりますし、利息が30分の1になることになりますので、その分が減額になるということになってございます。

主な理由といたしましては、これが理由でございます。

調整にあたりましては、これまで借り入れてきた分の起債の利率変更もありえますことから、多少の余裕をもって減額を行っておるわけでございます。

以上の理由によりまして、償還期間を短めた元金の増加と利子の減額となるものです。

6ページをお開きください。

第2表、地方債補正について説明を申し上げます。5月16日に国・県との起債のヒアリングを受けて、その結果を受けての変更となります。

まず、公共施設除却事業でございます。合併特例債で370万円を追加し、1,270万円とするものでございます。これにつきましては、人件費等々の高騰によるものでございます。

その下、学校空調新設事業、これは合併特例債を活用いたします。1,260万円を減額し、300万円とするものでございます。これは空調事業でございます。東小、西小、南小学校は、小学校統廃合の後、閉校となることから、空調の設備工事に係る事業費が起債対象には認められませんでしたので、その分の事業費が減ったことによる減額ということになります。

その下、子ども医療費助成事業、過疎ソフトを80万円減額するものです。これは対象経費の中に、国保連合会等々への送信費が一部含まれておりましたので、それを受けての減額です。

その下、出生祝金支給事業、過疎ソフトに170万円を追加するものです。過疎債ソフト枠の限度額を申請をいたしました。そして、追加となったものでございます。

なお、この地方債につきましては、再度今後の補正あたりで変更になる可能性は、実績を踏まえてあるものでございます。

以上、議案第25号、平成29年度和水町一般会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を終わります。

審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

日程第12 議案第26号 平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）

○議長（杉本和彰君） 日程第12、議案第26号「平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 樋口幸広君

○特養施設長（樋口幸広君） 議案第26号、平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を説明いたします。

予算書の裏面をごらんください。平成29年度の和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,225万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,180万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月9日提出、和水町長福原秀治でございます。

歳入について説明します。5ページをごらんください。

9款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金を2,225万9,000円を増額補正いたしまして、総額を4,793万2,000円とするものでございます。

大変申し訳ございませんが、町からの繰入金を歳入財源として充当するものでございます。

歳出について説明します。6ページをごらんください。

1款総務費、2款サービス事業費ともに、人件費にかかる給料、職員手当等、共済費の合計額2,225万9,000円につきましては、人事異動と任期付き職員採用などによる増額でございます。

以上で、議案26号、平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第13号 議案第27号 平成29年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（杉本和彰君） 日程第13、議案第27号「平成29年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋光浩君

○建設課長（中嶋光浩君） 議案第27号、平成29年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面をごらんください。

第1条、第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ338万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,942万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月9日提出、和水町長福原秀治でございます。

内容について、歳出から御説明します。6ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を355万7,000円減額し、873万7,000円となります。内訳として、人件費の減額補正でございます。2節給料を190万5,000円、3節職員手当等を116万3,000円、4節共済費を48万9,000円減額するものです。こちらは4月の人事異動による減額でございます。

続いて、2款土木費、1項下水道費、1目下水道施設運営費を693万7,000円増額し、2,924万円となります。内訳として、需用費と委託料の増額補正であります。11節需用費の修繕料を366万2,000円、13節委託料の下水道事業変更認可申請業務委託を327万5,000円増額補正するものです。修繕料については、菊水浄化センターの流末排水設備において、昨年の大雨豪雨によりコルゲート管が破損しておりますので、修繕工事を行うための補正でございます。

また、委託料につきましては、下水道事業計画の認可更新のための申請業務委託料についての補正でございます。

次に歳入ですが、5ページをごらんください。

4款繰入金、1目一般会計繰入金について、338万円の増額補正をしております。これは事業費が増額したことにより今回補正を行うものであります。

以上で、議案第27号、平成29年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）についての、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第14 議案第28号 平成29年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（杉本和彰君） 日程第14、議案第28号「平成29年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務部長 池田宝生君

○病院事務部長（池田宝生君） ただいま議題となりました議案第28号、平成29年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙裏側をごらんいただきたいと思います。

平成29年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）。

総則、第1条、平成29年度和水町病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条、平成29年度和水町病院事業会計予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款病院事業収益、補正前の額9億4,144万1,000円、補正額250万8,000円、計9億4,394万9,000円。

第1項医業収益7億7,683万1,000円、補正額250万8,000円の増、計7億7,933万9,000円。

支出、第1款病院事業費用、補正前の額9億4,144万1,000円、補正額250万8,000円の増、計9億4,394万9,000円。第1項医業費用、補正前の額8億7,796万円、補正額282万円の減、計8億7,514万円。第3項健康管理センター費用、補正前の額2,173万2,000円、補正額129万8,000円の減、計2,043万4,000円。第5項訪問看護事業費用、補正前の額1,255万2,000円、補正額662万6,000円の増、計1,917万8,000円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正、第3条、予算第7条中に定めた経費の金額を次のように改める。

1、職員給与費6億4,508万1,000円、補正額250万8,000円、計6億4,758万9,000円。

平成29年6月9日提出、和水町長福原秀治でございます。

補正の内容につきまして、補正予算の実施計画書により説明いたします。3ページをごらんいただきたいと思います。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費で職員の異動に伴いまして、282万円の減額、3項健康管理センター費用で、同じく職員の異動により、129万8,000円の減額、5項訪問看護事業費用で、職員の異動に伴いまして、662万6,000円の増額となっております。

なお、収入につきましては、前ページの1款1項1目入院収益で250万8,000円の増としております。

今回の補正は、人件費の補正を行っておりますので、4ページ以降は給与費明細書になります。また、9ページから11ページに補正内容の詳細の説明を添付しております。

以上、議案第28号、平成29年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を終わります。御審議の上、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第15 陳情等の常任委員会付託について

○議長（杉本和彰君） 日程第15、陳情等の常任委員会付託について、5月までに受理した陳情等は、お手元に配りました陳情等文書受付一覧表のとおり、2件を所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

12日の一般質問は、午前10時から会議を開きます。

本日は、これで散会します。

御起立願います。お疲れさまでした。

散会 午前11時15分